

韓国社会福祉学会 2022 年度秋季共同学術大会での自由研究発表報告

長野大学
片山 優美子

企業における障害者の合理的配慮に関する日韓の違い

「ママ、世界は戦争しているから危ないよ。」という我が子に、世界地図を見せて「韓国は日本に近いところだよ。」と説明をして、江南(カンナム)大学で開催された韓国社会福祉学会に参加しました。

日本社会福祉学会の審査を受けて、2022年10月28日(金)~29日(土)に、「企業における合理的配慮等の実態調査—長野県上小圏域の障がい者雇用に関する事業所アンケート調査の自由記述の分析から—」(片山優美子・中尾文香・門下祐子・富田文子・佐々木絢子・小澤温)(科学研究費補助金21K13478)をテーマに、NPO法人ディーセントワーク・ラボの中尾代表と共に自由研究発表を行いました。

研究は、長野県上小圏域障がい者自立支援協議会の就労支援部会と共同で実施した事業所調査(総配布数152社中101社回収、回収率:66.45%)の合理的配慮に関するエピソードの自由記述を、KHCoder3を用いて分析したものです。

障害者の合理的配慮は、2006年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」に定義され、韓国では2008年に「障害者差別禁止法」が成立し、日本では2013年に「障害者差別解消法」が成立、「障害者雇用促進法」が改正され障害者に対する合理的配慮の提供義務が示されました。2021年5月から、企業の合理的配慮が努力義務から義務になりました。

日本では企業における障害者の合理的配慮の実例が少なく、何が合理的配慮かが不明確であり、本研究により日本における合理的配慮の現状を示すよい機会となりました。加えて、「障害者差別禁止法」を日本よりも早くに法制化した韓国では、どのような合理的配慮の整備が行われているのかを知る機会に恵まれました。

質疑応答では、「日本では障害者の合理的配慮を企業にどのように認識してもらっているのか」「働く障害者の労働組合はあるのか」と質問を頂きました。

韓国の文化としては、まず法制度を作る、そして制度を動かしながら周知していくというスタイルで、まだ、企業が共通認識で「合理的配慮」という言葉を認知していないこと、逆に日本はどのようにして共通認識を持たせたのかと、お話を頂きました。

韓国は労働組合が強く、発表翌日にソウルで行われた大規模なデモ活動の様子を目の当たりにして、質問された意図を理解しました。その時は十分な回答はできませんでしたが、日本でも障害者を対象とした労働組合があることを、後に知る機会となりました。

本学会の参加にあたり、翻訳を尹一喜先生(金沢大学)、羽山慎亮特任研究員(国立がん研究センター)、通訳の依頼では船谷博生 上席研究員(ディーセントワーク・ラボ)、森田明美先生(東洋大学名誉教授)方のご尽力、当日通訳に金永光代表(TongTong共作所)、そして韓国社会福祉学会大会開催関係者および日本社会福祉学会関係者を含む、多くの方々のご協力を頂きました。感謝申し上げます。貴重な機会を本当にありがとうございました。

最後に、学会期間中に滞在したソウルの梨泰院にて痛ましい事故が起きました。心よりお悔やみ申し上げます。